十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備

十一　第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組

十二・十三　［略］

十四　第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備

十五　第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置

十六　［略］

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第七号に掲げる検査項目

二・三　［略］

四　削除

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

4　地中式一級火薬庫の基準

一　第二十五条において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号に掲げる検査項目

二～七　［略］

［削る］

十　火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

十一　火薬庫の屋根の外面及び小屋組の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

十二・十三　［略］

十四　防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。

十五　火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

十六　［略］

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　前項第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第五号及び第七号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

四　削除

五　火薬庫の覆土の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

4　地中式一級火薬庫の基準

一　第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二～七　［略］

［削る］

十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備

十一　第二十四条第十一号の火薬庫の小屋組及び屋根

十二・十三　［略］

十四　第二十四条第十四号の防火設備及び警戒設備

十五　第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置

十六　［略］

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第七号及び第八号に掲げる検査項目

二・三　［略］

四　第二十四条の二第三号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床、通気孔及び換気孔

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

4　地中式一級火薬庫の基準

一　第二十五条において準用する第二十四条第七号及び第十六号に掲げる検査項目

二～七　［略］

八　第二十五条第八号の火薬庫の照明設備

十　照明設備の維持管理状況を、目視により検査する。

十一　火薬庫の小屋組及び屋根の外面の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

十二・十三　［略］

十四　防火設備及び警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。

十五　火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

十六　［略］

一　前項第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

四　搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換気孔の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

五　火薬庫の覆土の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該覆土のこう配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

一　第二項第七号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二～七　［略］

八　照明設備の維持管理状況を、目視により検査する。